

2023年1月16日  
日本公認会計士協会

## 会員に対する懲戒処分について

日本公認会計士協会は、会員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、会則に基づき公表いたします。

### 記

1. 関係会員の氏名等

諏訪 直樹（登録番号第13745号・東海会所属）

2. 懲戒処分の種別

会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止 6 か月  
（2023年1月16日から2023年7月15日まで）

3. 懲戒処分の理由

関係会員は、公認会計士法第26条（信用失墜行為の禁止）に違反し、同法第31条第1項（一般の懲戒）の規定に基づき、金融庁長官から業務停止6月の懲戒処分を受けたことにより、会則第67条（会員及び準会員の懲戒）第1項第1号に該当し、また、会計・監査に係る専門的知識を有し、かつ、高い倫理観を求められる公認会計士に対する信用を傷つけ、公認会計士全体の不名誉に該当すると認められることから、同第49条（品位の保持）違反に該当し、同第67条（会員及び準会員の懲戒）第1項第9号に該当すると認められるため。

4. 懲戒処分の効力が生じた年月日

2023年1月16日

以 上

※ 「会則によって会員及び準会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。